

石環政28号
平成27年8月6日

石狩市環境審議会会長様

石狩市長 田岡克介

環境影響評価準備書について（諮問）

次の準備書について、環境影響評価法第20条第2項に基づき、北海道知事に環境保全の見地から意見を提出するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

記

（仮称）石狩コミュニティウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書

石狩審第 4 号
平成 27 年 10 月 5 日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市環境審議会 会長 菅澤 紀生

(仮称) 石狩コミュニティウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書について (答申)

1 総括的事項

(1) 当該風力発電事業は、約 165.5ha の対象事業区域に最大 9 基、発電出力 2 万 kW の風力発電設備の配置が計画されており、市内においては、最大規模の風力発電事業であり、既存及び事業計画が先行する他社風力発電風車を含めると半径 1.5 km の範囲に最大 13 基の風車が建設されるが、風車が密集することに対する評価が行われておらず、また、鳥類のラインセンサスが事業実施区域内で行われていないなど、調査や予測・評価が適切になされていない懸念がある。

このため、評価書においては、方法書から準備書にかけて事業実施区域を変更した検討の過程、並びに区域の変更に応じた調査手法の検討過程を明確にし、調査手法の妥当性を示すこと。さらに、その妥当性について専門家等の意見を聴取し、必要に応じて再調査を実施するとともに、環境への著しい影響が想定される場合は事業計画の見直し、縮小を行うこと。

(2) 事業実施区域周辺において先行する風力発電事業を調査・整理し、計画段階のものも含めて累積的な環境影響を評価すること。

(3) 事業実施区域は、工業団地内であるが、すでに 700 社を超える企業が立地し、約 1 万 3 千人の就業者がいることから、地域の就業環境に十分配慮するとともに、石狩湾新港港湾計画や企業誘致、産業活動に支障が及ばないよう、地域及び関係者と十分な協議・調整を行うこと。

(4) 環境監視計画および事後調査については、具体的な計画を作成し、評価書に記載すること。また、結果の公表方法や、結果を踏まえて検討すべき追加的な環境保全措置についても可能な限り具体的に評価書に記載すること。

さらに、事後調査等において、環境に著しい影響が認められた場合には、稼動停止も含めた必要な環境保全措置を講じること。

(5) 事業計画や環境評価、事業実施状況等については、地域住民及び関係者との相互理解が得られるよう継続的かつ積極的な情報公開・地域住民の意見聴取を行い、説明を尽くすこと。

2 個別的事項

(1) 騒音

風車の稼動により発生する騒音については、純音成分のほか、風車に特徴的なスウィッシュ音が苦情の大きな要因となりうることから、これらについても調査および予測評価を行い、評価書に記載すること。

(2) 動物

すでに稼動している風力発電施設や先行して計画されている風力発電の課題やその対応策について情報を収集し、評価書に反映すること。

鳥類の衝突確率の算出にあたっては、提唱されている複数の推定方法により算出し、最も衝突確率の高い結果により予測評価を行い、評価書に記載すること。

また、事業実施区域内の保安林や隣接するカシワ林は、鳥類やコウモリ類の採餌場や移動経路になっている可能性が高いことから、衝突のみならず、生息環境の減少・喪失、移動阻害の影響についても予測評価し、評価書に記載すること。

(3) 風車の影

昼間の就業人口が多い新港地域にあって、風車の影による事業所への影響は、一般住宅や公共施設への影響と同様に看過できないことから、事業実施区域内における事業所に関しても、風車の影の影響について予測評価を行い、評価書に記載すること。

(4) 景観

景観については、北海道で策定している景観形成ガイドラインなどを踏まえ、規則性のある設備の配置や設備周辺の環境を整備し、地域の生活環境や就業環境に十分配慮した景観形成に努めること。

(5) その他

NEDOマニュアル等でローター直徑の3倍の風車間隔をとることが目安とされている中、特にNo. 5からNo. 9の風車については、他の事業計画を含めると半径500メートル以内に6基が乱立する配置となっており、発電効率の低下のみならず、就業環境への著しい影響が懸念される。このことから、事業者間の調整やメーカーによる検証等を踏まえ、最適な基数、配置、機種（仕様）等を決定するとともに、その内容に基づき累積的な環境影響評価を実施すること。